

【補足資料】

2019年度（令和元年度）介護サービス事業者説明会（集団指導）の中止に伴い、資料に掲載できなかった事項等について、次のとおり補足して説明します。

なお、【資料10-2】、【資料10-3】、【資料10-4】については、集団指導の資料番号と連動しています。

1. 平成30年度介護報酬改定における契約時の説明等について（再周知） 【資料10-2】

2018年（平成30年）4月1日以降、介護支援専門員は、居宅介護支援の提供に際し、あらかじめ利用者に対して、「利用者は複数の指定居宅サービス事業者等を紹介するよう求めることができること」及び「利用者は居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求めることができること」について、文書の交付に加えて口頭での説明を懇切丁寧に行い、それを理解したことについて必ず利用申込者から署名を得ることが義務付けられました。これについては、昨年度の集団指導や居宅介護支援事業所向けの説明会、本市からの通知等により重ねて周知してきましたが、今年度の実地指導において、交付した文書の記載内容が不十分であったり、文書を交付して説明を行っていないために運営基準減算となり、多額の過誤調整が発生した事例がありました。

2018年度（平成30年度）の制度改正を受けて同意書の作成や交付する文書（重要事項説明書等）の見直しを行った事業所にあっても、新たに義務付けられた事項が適切に記載されているか等について、再度ご確認ください。

2. 居宅介護支援における退院・退所加算について（再周知） 【資料10-3】

昨年度の集団指導や居宅介護支援事業所向けの説明会で周知してきましたが、今年度の実地指導において、退院時におけるカンファレンスの構成要件を満たさない事例が複数ありました。

算定にあたり、入院先の医療職に加え、在宅サービスの医療職等から三者以上出席していることが必要ですので、再度ご確認ください。

3. 通所介護における外出サービスについて（再周知） 【資料10-4】

2013年度の集団指導において周知しましたが、通所介護は、「事業所内でサービスを提供することが原則」とされているため、外出サービスを提供する場合には、通知のとおり一定の要件を満たす必要があります。

しかし、実地指導において、外出サービスを提供することで効果的な機能訓練等が行えることを利用者ごとに検討せず、花見、買い物、外食等を実施していた事例がありました。

各事業所におかれましては、利用者の要望だけでなく、何のために実施するのかという観点や居宅サービス計画との連動を踏まえて検討し、適切なサービスを提供してください。

また、厚生労働省が発出した「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」（介護保険最新情報V.01.678）のとおり、保険外サービスとして外出サービスを提供できる場合がありますので参考にしてください。

4. その他

(1) サービス提供体制強化加算について

事業所の常勤職員や有資格者等の割合が一定以上であることが算定要件の1つですが、算定開始時には必要な割合を満たしていたが、翌年度以降、必要な割合を満たさなくなったにも関わらず算定している事例や、要件は満たしているが事業所において割合の計算を行っていない事例が認められました。

各事業所におかれましては、客観的に算定要件を満たしていることが分かるよう計算結果について記録し、算定要件を満たしていることを確認したうえで請求してください。

(2) 居宅サービス計画の交付及び個別サービス計画の提出について

運営基準上、介護支援専門員は居宅サービス計画をサービス事業所へ交付すること、サービス事業所においては居宅介護支援事業所から個別サービス計画の提出の求めがあった際には、当該計画を提出することに協力するよう定められています。

しかし、実地指導において、介護支援専門員からサービス事業所へ居宅サービス計画を交付していない事例や、介護支援専門員がサービス事業所へ個別サービス計画の提出を求めても提出がない事例が認められました。

介護支援専門員は、居宅サービス計画と個別サービス計画との連動性や整合性を確認するため、サービス事業所との連携に努めてください。サービス事業所においても、介護支援専門員へ個別サービス計画を提出するよう努めてください。

また、訪問入浴介護のように運営基準上、個別サービス計画の作成義務がないサービス種別がありますので、留意していただきますようお願いいたします。

(3) 運営基準・介護報酬の確認方法等について

実地指導の際、加算等の算定要件を満たしていなかったために過誤調整が発生する事例が少なくありません。運営基準等は、告示されているものであり、事業者は把握していることが前提となります。

なお、市へ問い合わせる場合、不明点等について、運営基準や告示、通知、厚生労働省のQ&A等で根拠をしっかりと確認し、質問の要点を整理したうえで問い合わせを行ってください。

また、関連する告示などをサービス種別ごとにまとめた書籍も販売されておりますので、各事業所の実態に合わせて活用してください。運営基準等の主な掲載場所は次のとおりです。

<基準・報酬について>

・厚生労働省 HP>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護報酬

<福山市条例・Q&A・通知等について>

・福山市役所 HP>介護保険課>事業者の方はこちら>1 基準条例・介護報酬改定・Q&A・通知

<Q&Aについて>

・厚生労働省 HP>政策について>分野別の政策一覧>福祉・介護>介護・高齢者福祉>介護サービス関係 Q&A

・WAM-NET HP>介護支援専門員(ケアマネジャー)関連情報>介護サービス関係 Q&A

<介護保険最新情報等の行政情報について>

・WAM-NET HP(PC サイト)>新着情報>すべての新着情報を表示(検索して絞り込めます。)

【事務連絡（補足資料）】

1. については、集団指導の【資料16】と連動しています。

1. 介護保険課 問合せ先一覧 【資料16】

介護保険課の業務担当毎の直通の電話番号と主な事務を記載しております。

業務担当が直接電話を受けることで、迅速な対応をさせていただきますので、お問い合わせいただく際は、「サービス種別」等を明確にして、それぞれの直通電話に、ご連絡いただきますようお願いいたします。

また、来庁時も各業務担当が受け付けますので、主な事務に記載している窓口へ直接お越しください。

なお、担当毎での受付は本庁のみの対応となりますので、各支所においては従来どおり、保健福祉課の窓口にお越しください。

2. メール配信サービスについて

メールにて災害や感染症にかかる通知等も送付しますので、毎日、欠かさずメールチェックを行っていただきますようお願いいたします。メールアドレスが変更になった場合は、速やかに介護保険課へご連絡ください。